
第7章 計画の推進

この計画が掲げる「目指すべき環境像」を実現するためには、計画が着実に推進されるような仕組みを整備して、その実効性を確保することが重要です。

このことから、次の取り組みを通じて、計画の具体的な推進を図ります。

第1節 推進体制の整備

この計画に基づく施策や取り組みを効果的に進めるため、環境施策の企画・調整に関する機能を充実させることが必要です。このことから、「遠野市環境基本計画推進委員会」を設置し、全庁的に各種計画や事業の調整・連携を図るとともに、市民、事業者、関係機関・団体などからなる推進組織として市民環境団体を設立します。

第2節 市民・事業者・市のパートナーシップの確立

この計画を推進するためには、市民・事業者・市による自主的・積極的な取り組みと、参加・協力の連携によるパートナーシップの形成が不可欠です。

環境の広域性やその内容の複雑多岐にわたる特質から考えて、各地域の環境保全には市民の主体的行動が不可欠です。そのため各地に環境ボランティアとその団体の育成に努め、計画推進へ積極的な取り組みと参加を求めています。

第3節 関係機関との協力体制の確立

地球環境問題への対応については、国・県及び近隣自治体などとの広域的な連携・調整を図りながら計画を推進します。

第4節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、環境の状況・施策の実施状況等の年次報告書を作成して公表します。年次報告書は、遠野市環境審議会に報告し、意見を求めます。

計画の進行管理は、P（計画：環境基本計画に基づいて）、D（実行：施策の実施）、C（点検：進捗状況の点検と公表）、A（見直し：取り組みのあり方や計画の見直し）サイクルを取り入れ、実効性のあるものとします。